

育児・介護休業法 改正ポイントの御案内

令和7（2025）年4月1日から施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われました。



1 子の看護休暇の見直し

義務（就業規則等の見直し）

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園（入学）式、卒園（卒業）式
労使協定による継続 雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※取得可能日数は、現行日数（1年間に5日、子が2人以上の場合は10日）から変更ありません。

2 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

義務（就業規則等の見直し）

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

4 育児のためのテレワーク導入

努力義務（就業規則等の見直し）

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務



6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

7 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

(2) 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

9 介護のためのテレワーク導入

努力義務（就業規則等の見直し）



■育児・介護休業法に関する
御相談・お問合せ先
香川労働局 雇用環境・均等室
開庁時間 8時30分～17時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
TEL 087-811-8924



3月と9月は 価格交渉促進月間です



「価格転嫁」とは、モノやサービスを製造・提供する際にコストが膨らんだとき、その上昇分を価格に反映することです。そして、その「価格転嫁」に先立って行われるのが、発注者・受注者間で行われる「価格交渉」であり、この2つはクルマの両輪と言えます。

価格の改定は、半期に一度、4月と10月に行う企業が比較的多いことから、中小企業庁は、その前月である3月と9月を、「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉・価格転嫁の促進のため、広報や講習会、フォローアップのための調査を行っています。

カスタマーハラスメント対策に取り組みましょう！

社員一人に抱え込まずに、組織的な対応を

■ カスタマーハラスメント（カスハラ）とは？

企業や業界により、顧客・取引先（以下「顧客等」）への対応方法・基準が異なることが想定され、明確に定義付けられませんが、企業の現場では以下のようなものがカスタマーハラスメントであると考えられます。



顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの

■ カスタマーハラスメントの判断基準

- ①顧客等の要求内容に妥当性はあるか。
- ②要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当か。

※なお、殴る・蹴るといった暴力行為は、直ちにカスタマーハラスメントに該当すると判断できることはもとより、犯罪に該当するものです。

■ カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み

カスタマーハラスメントを想定した事前の準備

- ①事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
- ②従業員（被害者）のための相談対応体制の整備
- ③対応方法、手順の策定
- ④社内対応ルールの従業員等への教育・研修

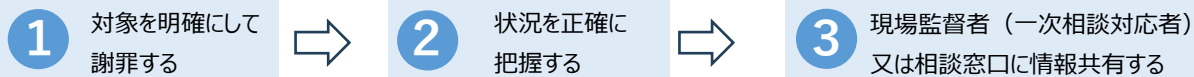


カスタマーハラスメントが実際に起こった際の対応

- ⑤事実関係の正確な確認と事案への対応
- ⑥従業員への配慮の措置
- ⑦再発防止のための取組
- ⑧①～⑦までの措置と併せて講ずべき措置



■ カスタマーハラスメントに発展させないために



企業においては、カスタマーハラスメント対策を進めることで、前向きな効果が期待でき、カスタマーハラスメント対策に取り組む意義は大きいと考えられます。

■ カスタマーハラスメントに関する御相談・お問合せ先

香川労働局 雇用環境・均等室 開庁時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）
TEL 087-811-8924